

議案第 6 号

県費負担教職員制度の見直しによる税源移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

県費負担教職員制度の見直しによる税源移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市民税所得割の標準税率の適用等市民税所得割の算定について、関係条例を整備する必要があるため。

県費負担教職員制度の見直しによる税源移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例

(西脇市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第1条 西脇市立幼稚園保育料徴収条例(平成27年西脇市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表備考1を次のように改める。

- 1 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率(6パーセント)を適用し、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。)をいう。

別表備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 園児の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者であることその他の市長が定める要件に該当する場合は、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなしてこの表の規定を適用する。

(西脇市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第2条 西脇市放課後児童クラブ条例(平成27年西脇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3備考を次のように改める。

備考

- 1 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率(6パーセント)を適用し、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第20条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。)をいう。
- 2 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年

政令第 224号) 第 1 条第 2 号に規定する女子又は同令第 2 条第 2 号に規定する男子に該当する者であることその他の市長が定める要件に該当する場合は、当該保護者を地方税法第 292条第 1 項第 11号に規定する寡婦又は同項第 12号に規定する寡夫とみなしてこの表の規定を適用する。

(西脇市障害児学童保育室条例の一部改正)

第 3 条 西脇市障害児学童保育室条例 (平成 24 年西脇市条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考を次のように改める。

備考

- 1 「所得割」とは、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割 (この所得割を計算する場合には、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 2 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率 (6 パーセント) を適用し、子ども・子育て支援法施行規則 (平成 26 年内閣府令第 44 号) 第 20 条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。) をいう。
- 2 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和 39 年政令第 224 号) 第 1 条第 2 号に規定する女子又は同令第 2 条第 2 号に規定する男子に該当する者であることその他の市長が定める要件に該当する場合は、当該保護者を地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなしてこの表の規定を適用する。

(西脇市福祉年金条例の一部改正)

第 4 条 西脇市福祉年金条例 (平成 18 年西脇市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「市民税所得割」を「市町村民税の所得割 (地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割 (この所得割を計算する場合には、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除き、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 2 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法に規定する市町村民税の所得割の標準税率 (6 パーセント) を適用し、子ども・子育て支援法施行規則 (平成 26 年内閣府令第 44 号) 第 20 条に定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。) をいう。) 」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。